

農業者年金について



農業に従事されている方は誰でも加入できます!

～若い農業者の皆さんへ、政策支援加入(保険料の国庫補助)で将来の安心を!～

保険料の国庫補助対象者と補助額			
区分	必要な要件	保険料(国庫補助額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たすもので、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円(6千円)	1万6千円(4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円(6千円)	—

※国庫補助額は月額保険料月額2万円を固定に対する補助額(割合)です。
 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
 ※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)または通常の保険料への変更が必要です。

農業者年金は、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)で年間60日以上農業に従事している方であれば加入できます。

政策支援は、国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、次の条件を満たせば受けられます。

- ①39歳までに加入
- ②農業所得が900万円以下
- ③認定農業者で青色申告者等(左表)

詳しくは…

農業者年金基金

ホームページ
<https://www.nounen.go.jp/>



お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金

電話 (03) 3502-3199 (相談員)

FAX (03) 3502-3942 (企画調整室)

米の生産継続支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、米価下落の影響を受けた農家の所得支援として支援金を交付します。

● 交付対象者

令和3年度営農計画書提出者で、主食用米作付面積(もち米を除く)10a以上の農家

● 交付金額

交付対象面積(※1)×交付単価16,800円/10a(※2)

※1 交付対象面積は営農計画書の主食用米作付面積から自家消費分(保有米)として一律10aを控除した面積とします。

※2 交付単価は1俵2,000円×基準単収8.4俵/10a

● 申請の流れ

営農計画書提出者で対象の方には1月上旬に申請書類を郵送します。申請書、誓約書に必要事項を記入押印し、申請書、誓約書及び振込口座の通帳写し(通帳の表紙及び通帳を開いた1、2ページ目の写し)を返信用封筒で返送してください。

● 申請期限

令和4年1月31日(月)



お問い合わせ先 鏡野町産業観光課 農政係 担当：久常 電話(0868)54-2987 FAX(0868)54-3662

ごみ減量について



津山圏域クリーンセンターでは、ごみが処理しきれず場外搬出を行う事態が生じており、ごみ減量が大きな課題となっておりますので、ごみの排出量削減にご協力をお願いします。

減量のポイント

- ・生ごみの水切りをしっかりとるか、濡れる前にごみ袋へ入れるようにしましょう。
- ・古紙・古布は、地域の資源回収や店頭回収へ出し、資源化しましょう。
- ・古着は、ごみに出す前にリサイクルショップなどを活用しましょう。
- ・プラスチック製の容器包装は、軽くすすいで、プラスチック容器包装へ分別しましょう。

可燃ごみ排出ルールについて

・可燃ごみ45ℓ指定袋及び不燃ごみ45ℓ指定袋の中ほどに記載がありますが、1袋の重さは、10kg程度を目安としてください。

※ 抱えないと持てない袋や提げると袋が破れるほど重い袋もあり、円滑なごみ収集に支障をきたしております。コロナ渦で、感染リスクの高いごみ収集従事者を守り、ごみ収集が円滑に行われ、公衆衛生が保てるよう、ご理解ご協力をお願いいたします。



お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 環境係 担当：山崎
 電話(0868)54-2780